

茨城県後期高齢者医療広域連合職員駐車場使用規程

平成 19 年 3 月 30 日

訓令第 7 号

改正 平成28年 3 月 29 日 訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が管理する駐車場を職員が使用する場合において、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の管理者)

第 2 条 駐車場の管理者（以下「駐車場管理者」という。）は、広域連合の事務局長の職にある者をもって充てる。

(使用者の使用資格)

第 3 条 駐車場を使用できる者は、通勤距離が 2 キロメートル以上の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- (1) 身体に障害がある者
- (2) 夜間勤務がある者
- (3) 疾病等により車を使用しなければ通勤が困難な者
- (4) 介護又は小学校就学前の子の送迎を必要とする家族がある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場管理者が適当と認める者

(駐車場の使用手続)

第 4 条 駐車場を使用しようとする者は、駐車場使用許可申請書（様式第 1 号）を駐車場管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 駐車場管理者は、前項の申請を受けた場合において、前条の使用資格に該当すると認めるときは、駐車場の使用を許可するものとする。

3 前項に規定する使用の許可は、駐車場使用許可書（様式第 2 号）の交付により行う。

(使用料等)

第 5 条 駐車場管理者は、駐車場の使用を許可したときは、当該許可を受けた者（以下「使用者」という。）から使用料を徴収する。

2 駐車場の使用料は、月額とし、別に定める。

3 駐車場の使用期間が 1 か月に満たない場合の使用料は、次のとおりとする。この場合にお

いて、円単位未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(1) 使用開始の日が月の中途である場合は、使用開始の日から起算して、当該月の末日に至るまでの期間を日割計算して得た額

(2) 使用を終了した日が月の中途である場合は、当該月の初日から使用を終了した日までの期間を日割計算して得た額とする。

(使用料の減免)

第6条 前条の規定にかかわらず、特別の事情があると駐車場管理者が認める場合は、使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納入期限)

第7条 使用者は、毎月末日までにその月分の使用料を納入しなければならない。この場合において、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は12月31日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日をもって納入期限とする。

(転貸等の禁止)

第8条 使用者は、その使用する駐車場の全部又は一部を他人に転貸してはならない。

(駐車車両の変更)

第9条 使用者が駐車する車両を変更する場合は、速やかに駐車場使用車両変更届（様式第3号）により駐車場管理者に届け出なければならない。

(保管上の責任)

第10条 駐車場管理者は、駐車中の車両の保管に関し、その車両の滅失、損傷、盗難等について一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(過失による責任)

第11条 使用者の過失によって、駐車場内の設備又は駐車中の車両等に損害を与えた場合は、使用者が賠償する責めを負う。

(遵守事項)

第12条 駐車場の使用に当たっては、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車位置は、指定された範囲内とすること。

(2) 引火物の持込み、火気の取扱いをしないこと。

(3) カーポート等の設置及び物品の残置はしないこと。

(駐車場の返還請求等)

第 13 条 駐車場管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の返還を求めるものとする。

- (1) 広域連合の職員でなくなったとき。
- (2) 第 3 条各号に掲げるものに該当しなくなったとき。

2 使用者は、前項の規定により返還を求められたときは、その日から 5 日以内に駐車場を返還しなければならない。ただし、5 日以内に返還することができない場合は、その理由を明らかにした文書を駐車場管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第 14 条 前条の規定にかかわらず、駐車場管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに駐車場使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第 8 条及び第 12 条の規定に反したとき。
- (2) 正当な事由によらないで使用料を 2 か月以上滞納したとき。
- (3) その他駐車場管理者の指示に従わないとき。

(駐車場返還届)

第 15 条 前 2 条の規定により使用者が駐車場を返還しようとするときは、速やかに駐車場返還届（様式第 4 号）により駐車場管理者に届け出なければならない。

(検査)

第 16 条 駐車場管理者は、使用者から駐車場が返還されたときは、当該駐車場を検査し、又は必要な措置を執るものとする。

附 則

この訓令は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 6 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

駐車場管理者 宛て

申請者 住 所

氏 名 印

駐 車 場 使 用 許 可 申 請 書

駐車場の使用許可を受けたいので、茨城県後期高齢者医療広域連合職員駐車場使用規程第4条第1項の規定により申請します。

申 請 理 由	1 通勤距離が2 km以上 2 通勤距離が2 km未満であるが (1) 身体に障害がある。 (2) 夜間勤務がある。 (3) 疾病等により車を使用しなければ通勤が困難 (4) 介護又は小学校就学前の子の送迎を必要とする家族がある。 (5) その他 ()
車 両 名	
車 両 登 録 番 号	
使用開始希望日	年 月 日

年 月 日

様

駐車場管理者

印

駐 車 場 使 用 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった駐車場の使用については、次のとおり許可します。

記

1 駐車場の名称

2 許可する駐車位置

3 使用開始日

4 使用許可条件

(1) 駐車場使用料は、月額 円とします。

(2) 茨城県後期高齢者医療広域連合職員駐車場使用規程を遵守して使用しなければならないものとしします。

5 添付書類

茨城県後期高齢者医療広域連合職員駐車場使用規程

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

駐車場管理者 宛て

申請者 住 所

氏 名 印

駐 車 場 使 用 車 両 変 更 届

駐車場の使用車両が変更になったので、茨城県後期高齢者医療広域連合職員駐車場使用規程第9条の規定により届出します。

車 両 名	
車 両 登 録 番 号	
変更車両による駐車場使用開始（予定）日	年 月 日

様式第4号（第15条関係）

年 月 日

駐車場管理者 宛て

届出者 所属名

氏 名

印

駐 車 場 返 還 届

駐車場を返還したいので、茨城県後期高齢者医療広域連合駐車場使用規程第15条の規定によりお届けします。

記

1 駐車場名

2 駐車位置

3 駐車場返還（予定）日

検 査 票	
検 査 者	印
き損箇所の有無	
残置物品の有無	
清掃等の状況	

※ 検査票は、検査者において記入のこと。